

荻島地区の「新編武蔵風土記稿」

加藤幸一

雄山閣発行の「新編武蔵風土記稿」をもとに作成した。

() 内の文字及び※の文章は、加藤が加筆した。

※荻島地区は、江戸時代の野島、小曾川、砂原、荻島(大字南荻島)、後谷(大字北後谷)、西新井、長島の村々からなる。

○長島村

※岩槻領に属する。

長島村も江戸よりの行程前村(※1)に同じ、民戸十四(戸)、南は越巻村、西は鉤上新田、東・北の二方は西新井村なり、東西五六町、南北二町余、当村古ハ西新井新田と唱へしを、元禄八年(一六九五)、酒井河内守検地して一村となし、今の如く村名を(長島村と)改め、同十年より御料となり、其後(岩付城主となった)永井伊豆守に賜りしが、宝永年中(一七〇四〜一〇)、上りて御料に復し、今もしかり、

高札場 村の西にあり(※2)

小名 寺浦(※3)、中通、水持上、水持下、道西

綾瀬川 村の東南を流る、川幅十間許、川に添てつゝみ(堤)あり、

稻荷社(※4) 村の鎮守なり、萬蔵寺持、

末社

天神

ほうそうがみ

疱瘡神

萬蔵寺

新義真言宗、末田村金剛院末、長嶋山と号す、本尊十一面観音を安置せり、

○大覚院(※5) 本山修験、葛飾郡幸手不動院配下なり、本尊不動を安ぜり(安置した)

※1. 「前村」とは「雄山閣」発行の「新編武蔵風土記稿」の原文では「鉤上新田」をさすが、さらにその前の村は「鉤上村」、鉤上村の項には行程が「七里余」となっている。

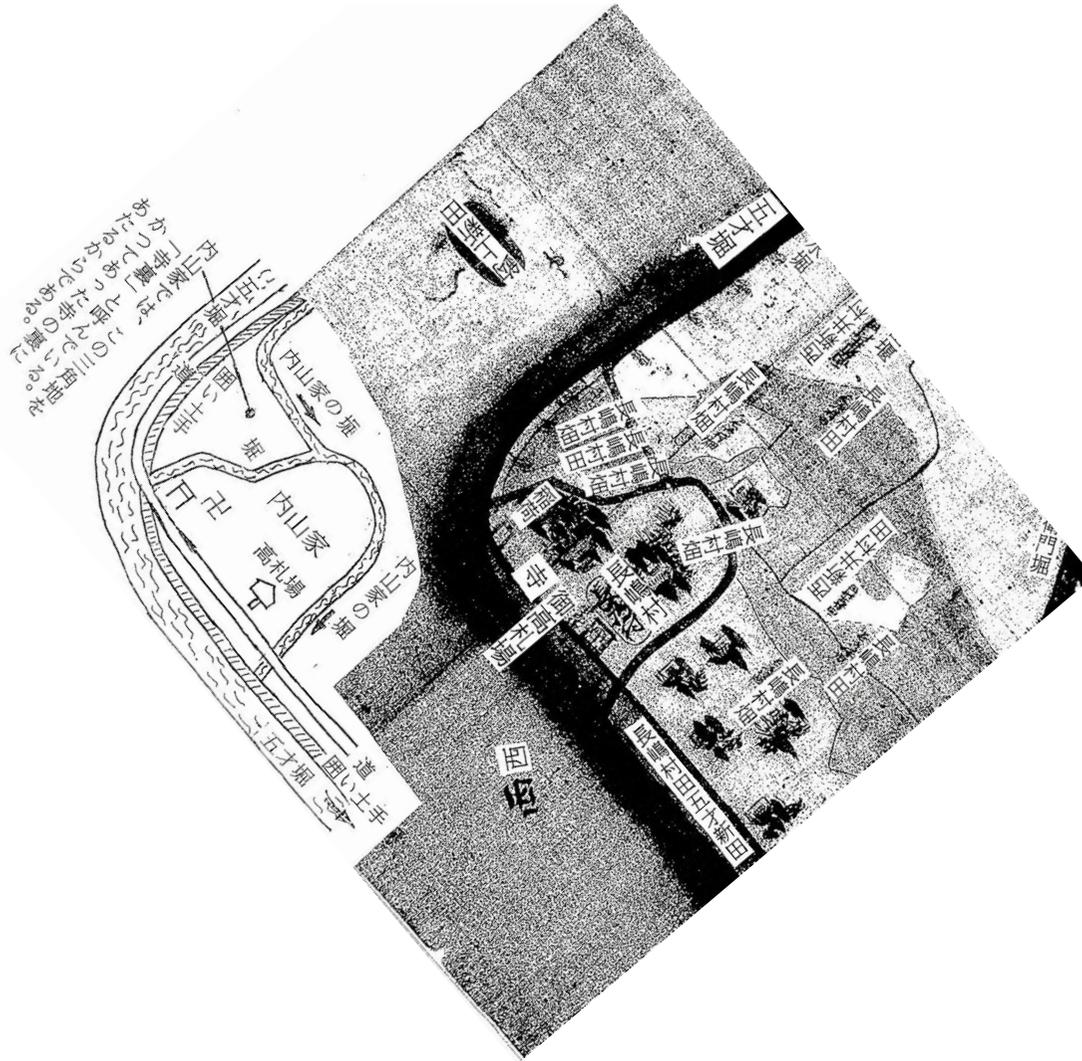
※2. かつての岩槻道の道路から長島村名主の内山家に入る細い道の南側の岩槻道に面した角地は地元で「高札場」と呼ばれ、江戸時代ここには高札が立てられたのである。

※3. 「寺浦」は、「萬蔵寺」(内山太郎右衛門家の北西隣にあった)の裏の地域を指すという。

※4. 稻荷社は、内山家の言い伝えによると、自宅の西側にあったという。

※5. 大覚院は、明治8年の「郡村誌」によると、「古跡 万蔵寺大覚院廃跡 村の西北にあり、明治八年中、廢し、今は村民の宅地となる」と、記載されている。村の北西とということから、萬蔵寺の敷地内に大覚院もあったのであろうか。

長島村内山家文書 12-3a 長島村絵地図（部分） 絵図解説は加藤幸一



※長島村内山家文書の絵図によると、長島村名主の内山家の北西側隣りの空地には、江戸時代に萬蔵寺（内山家側）と長島村鎮守の稲荷社（かつての「岩槻道」道路側）が隣同士に建てられていたのであろう。

○西新井村

※岩槻領に属する(※1)。

西新井村は江戸より行程七里余、東西も南北も径り十一町余にして、東は神明下村、南は長島村、西は鉤上新田、北は鉤上・後谷の二村なり、家数七十四、当村、(家康の)御入国(天正十八年)の後、御料所(幕府の直轄地)なりしが、寛文二年(一六六二)、土屋相模守(※2)が領地に賜はり、後、上りて(御料となる)、元禄十一年(一六九八)、(岩付城主)小笠原佐渡守に賜はり、是も宝暦六年(一七五六)、上りて御料となり、同年、地を裂て、(岩付城主)大岡出雲守に賜はりしより今は御料及び大岡主膳正が領地入会り(※3)、検地は前村に異ならず(同じ※4)、高札場 村の北にあり、

小名 堀ノ内、立野、前谷、土合、外谷、西前(※5)

石神社(「石神井社」の誤字) 村の鎮守なり、

○天神社 稻荷社二宇 以上四社普門院の持、

普門院(※6) 新義真言宗、末田村金剛院末、月照山と号す、本尊十一面観音を安ぜり(安置

した)、

○西教院 浄土宗越ヶ谷宿天嶽寺末、日照山光明寺と号す、開山誠蓮社法誉、元龜三

年(一五七三)二月七日寂す、本尊弥陀を安ぜり、鐘楼 宝暦十年(一七六〇) 鑄造ノ

鐘ヲカク(懸く)、 八幡社 稻荷社

○正覚庵(※7) 西教院の末なり、蓮正庵 同(西教院) 末なり、

3

※1. 秦野秀明氏著【寛文二年(一六六二)二月二十二日以降の「越ヶ谷領内」土屋領の変遷】に

よると、「土浦市史附録によれば、(略)土屋氏の領地として、寛文四年(一六六四)には、荻島村、西新井村、末田村、砂原村、小曾川村、後谷村、野島村、越巻村の八ヶ村」との記載があり、少なくとも寛文年間までは、越ヶ谷領であった可能性が考えられるとしている。

※2. 【寛文二年以降の土屋領の変遷】によると土屋但馬守の誤りであるという。

大名の土屋但馬守数直のときに寛文二年に御料所から領地を得ている。なおその子である政直が相模守と呼ばれるのは、その三年後の寛政五年のことであるので、相模守は明らかな誤りといえる。なお数直や政直のような諱は、軽々しく人前で呼ぶものでは決してありません。但馬守とか相模守と呼ぶべきものでした。ここではあえて諱を付けました。

※3. 「入会り」は「いりあえり」と読むのか。

※4. 「新編武蔵風土記稿」の原文は「西新井村」の前は「谷中村」、谷中村の項には、「元禄八年(一六九五) 酒井河内守検地」と記載されている。

※5. 「西前」は地元の古老からの聞き取りによると、「西新井村前谷」の略称であるという。

※6. 真言宗の「普門院」の所在地については不明である。

明治八年の「埼玉郡村誌」の中の「西新井村」の項目には「普門院正覚庵蓮正庵跡

明治八年中廃す、今は宅地墓地等となる」と記載されている。

即ち、明治初年の仏教排撃運動（廃仏毀釈）に係わり、普門院・正覚庵・蓮正庵等の跡、明治八年の内までに廃止しているということか。

※7. 正覚庵は、地元では現在の西組自治会館が浄土宗の西教院の末寺である「正覚庵」と呼ばれた寺院跡地であるという。

○小曾川村

※岩槻領に属する（※1）。

小曾川村（※2）は江戸より行程八里、東は砂原村、西は野島村、南は鉤上村、北は元荒川を隔て対岸は三之宮村なり、されど地境犬牙（※3）したれば、四方の広狭は定かに云がたし、民戸六十二、元荒川の水を引て川水とす、当村古より御料所たりしに（※4）、元禄十一年（一六九八）、地を裂て武蔵孫之丞・高林源右衛門、同十三年、芝山小左衛門に賜はり、今に御料及び武蔵定五郎・高林健次郎・芝山小兵衛等が知る（※5）所なり、検地は寛永六年（一六二九）の改なりと云、

高札場 村の東にあり

慈眼寺（※6） 禅宗曹洞派、野島村浄山寺末、本尊は阿弥陀を安ず（安置した）、

○西福院（※7） 新義真言宗、末田村金剛院の門徒、本尊は不動なり、

阿弥陀堂

久伊豆社 当村（小曾川村）及砂原村の鎮守とす、古へ爰は砂原村の地内なり（※8）と云、

○花蔵院（※9） 同寺の門徒なり、本尊は前寺（慈眼寺）と同じ（阿弥陀）、天神社

旧家者（※10）兵吉 中嶋を氏とす、古は小曾川氏（※11）にて、祖先を小五郎と呼ぶ、古文書等もありしが、中古失へりと云、按に小曾川小五郎は、岩槻太田氏に仕へしものなるにや、今郡中、村国村名主伴蔵が所蔵、岩槻より出せしと云、永禄六年（一五六三）、虎松丸なるものより与へし文書に、小曾川小五郎殿と載せたり、これ当家中嶋家へ与へるものなるを、後いかなるゆへにや、他の家に渡りしものならん、文書の全文は村国村の条下（※12）にいたしたれば、あはせ見るべし、

※1. 岩槻領の前は越ヶ谷領であった可能性がある。西新井村の※1を参照。

※2. 「小曾川」は、明治8年の「郡村誌」では「こそがは」とルビが振られている。当時「こそかわ」と呼ばれたかは不明である。地元では「おそがわ」と呼ばれてきている。

※3. 犬牙とは、食い違い、互いに複雑に絡み合っており組んでいること。

※4. 「古より御料所たりしに」は誤りという。西新井村の（※1）を参照。土屋但馬守の領地。

※5. 「知る」は、ここでは「治める」の意味である。

※6. 慈眼寺は、小曾川の久伊豆神社の道を挟んだ西隣の現在の共同墓地にあったと思われる。

※7. 西福院の所在地は不明。

※8. 小曾川村は、元々は砂原村の一部であったという。また、小曾川村にある久伊豆社は砂原村の鎮守でもあるという。つまり小曾川村が砂原村の一部であったときに、砂原村の鎮守であり、後に砂原村から小曾川村が独立した以降になると、砂原村の鎮守が小曾川村の鎮守ともなったというのである。その後、砂原村の鎮守は新たに現在の大砂橋のそばにある久伊豆社に移り、現在に至っている。

※9. 花蔵院の所在地は不明。

※10. 「旧家」とは久しく続いてきた家柄という意。旧家者の読み方は「きゆうかしや」か。

※11. 小曾川村の旧家（名主の家柄か）は中嶋氏であるが、小曾川村の名前の由来は、中嶋氏よりもさらに古い、小曾川氏の名前からきているという。

※12. 「条下」とは、文章の該当する部分。その箇所。（小学館の「日本国語大辞典」）

○荻島村

※越ヶ谷領に属する。

荻島村は江戸より六里半を隔つ、民戸百三十一、東は元荒川を限り、大森（「大林」の誤字）・大房の二村、南は神明下村、西は砂原村、北は同村及び元荒川を隔て、大竹・袋山の二村なり、東西十町、南北十六町許、用水は須賀村溜井を引用ゆ、当所も古より御料所なりしが（※1）、元禄十一年（二六九八）、地を裂て、大河内金兵衛・天野彦兵衛・矢頭権左衛門に分ち賜ひしより、今其子孫大河内金之丞・天野彦兵衛・矢頭左近等が采地（領地）、余は御料所なり、検地は寛永六年（二六二九）九月、村松忠兵衛・鈴木八右衛門等の改なり、又後年開きし新田二ヶ所あり、延宝元年（一六七三）、岡田五郎太夫、寛延三年（一七五〇）、塩谷八太夫・岩松直右衛門検地し、共に高入となりて御料に属せり、高札場三ヶ所 村の東・南・北の三方にあり、小名 堤根組、野会組、野中組（※2）、中組、下手組 元荒川 村の北より東を流る、川幅十七間より三十一間に至る、古は北の方、山村を隔て流れしが、宝永三年（一七〇六）、今の地に（まっすぐに）掘替ありしと云（※3）、川に添て水除の堤を設く、

稻荷社（※4） 村の鎮守とす、玉泉院持、下（熊野社）同じ、

○熊野社

玉泉院 新義真言宗、末田村金剛院末、稻荷山と号し、本尊弥陀を安ず（安置した）、

○西蔵院（※5） 同宗、同（新義真言宗）門徒、下二ヶ寺共に同じ、本尊も前（玉泉

院）に同じきなり、

○馬頭院（※6） 本尊前（西蔵院）に同じ（阿弥陀） 諏訪社

○明王院（※7） 本尊不動を安ず、愛宕社 観音堂

※1. 「古より御料所なりしが」は誤りで、土屋氏領地であった。西新井村の※1を参照。
※2. 野中の由来は、西の方に広大な野中沼が広がっていたからと伝わる。岩槻の大門と
新方地区の船渡との軍勢が野中沼で争いが起きたとの古い言い伝えがあつて、争いの
時に沈んだと思われる船の帆柱も地中に埋もれていたという。真実の程はわからない。

※3. 荻島村北部の元荒川の掘り替え
荻島村の一部は、ここ元荒川の左岸にもある。元荒川は、かつて袋山村を取り囲む
ようにして曲流していて、荻島村と袋山村（ともに越ヶ谷領）とは陸続きであつた。

しかし、元荒川が真つ直ぐに流れるようにと、宝永三年（一七〇六）に直流の新川作り
を始め、翌年に荻島村北部の野合に新川が完成した。荻島村の一部が新川によつて分断
されたのである。荻島村の分断された野合は俗に「締切部落」とも呼び、元荒川右岸の
内野合と左岸の外野合とに分かれた。現在の締切橋の兩岸の地域である。内野合と外
野合との行き来は渡しによつて行われたのであろう。

※4. 稻荷社は文教大学の北西方向にある。現在は「五社稻荷神社」と呼んでいる。

※5. 西蔵院は地元では「せいぞういん」と呼ばれ、現在の野中自治会館の西側に流れる堀
（江戸時代の末田用水路が流れていた名残）の右岸（西側）そばにあつた。現在みられ
る畑地（北緯35・91度、東経139・76度がその一部である）。

※6. 馬頭院は現在元荒川の北側の野合自治会館にあるが、古い言い伝えによると、野中自治会
館及びその北側一帯には馬頭院があつた所と伝えられ、ここが本来の馬頭院であり、そこ
は多くの僧兵がいたと伝えられている。真実の程はわからないが、もしそれが事実なら江戸
時代以前のことと思われる。現在この地には薬師堂がある。

※7. 明王院は、中組集会所周辺から道路を隔てた一四二三番地あたりまであつた。

○野島村

※越ヶ谷領に属する

野島村は古岩槻領と唱ふ、江戸よりの行程、前村（袋山村）に同じ（七里）、民戸十九、東は
小曾川村、南は釣上村、西は末田村、北は元荒川を隔て、三之宮村なり、東西三町、南北七町許、
用水は須賀村溜井を引用ゆ、こゝも古くより御料（御料所）なりしが（※1）、元禄十一年（一六
九八）五月、蜂屋半之丞・前田五左衛門二人に賜ひ、今も其子孫なりしが、半之丞・五左衛門が
采地（領地、知行所）なり、検地は寛永六年（一六二九）九月糾す（改め直す）、

高札場 村の西にあり

元荒川 村の北を流る、川幅二十八間許、川に添て堤を設く、

久伊豆社 村の鎮守とす、村民の持なり、末社 稻荷 庖瘡神

浄山寺 禅宗曹洞派、足立郡里村（旧・鳩ヶ谷市内）法性寺末（末寺）、野嶋山と号す、当寺は
貞観二年（八六〇）、慈覚大師（円仁）の建立にて、本尊延命地藏の立像、長四尺余、

すなわち 則 大師の作なりと伝へ云、天正年中（一五七三〜一五九二）迄、天台宗にて慈福寺と号し、時の住僧を明山（※2「震龍」の誤り）と云、此頃（震龍が住職の時）、里村法性寺四世震龍（※3）「四世明山」の誤り、当寺に勤学せしが、東照宮（東照神君、家康）越ヶ谷辺御放鷹（鷹狩り）の時（※4）、本尊（※5） 靈験聞し召され、寺領三石の御朱印を賜はり、此地靈にして山鬱密として浄し鬱蒼として清らかと、上意（將軍の命令）ありて（※6）今の寺号を命ぜらるゝと云、又僧震龍（「明山」の誤り）御帰依あるをもて明山（「震龍」の誤り）の後住（後の住僧）となし、（明山は）曹洞派に改め、中興（※7）とす、今本尊を片目地藏と唱ふ、信仰するもの多し、寺宝 錫杖 古色のものなり、其来由定かならず 鐘楼 延享三年（一七四六） 鑄造の鐘をかく（掛く） 久伊豆社 千地藏堂

○常福寺（※8） 新義真言宗、末田村金剛院の門徒、熊野山と号し、本尊観音、熊野社 天神社

※1. 「古くより御料なりしが」は誤りであるという。土屋領であった。西新井村の※1を参照。

※2. 明山は、震龍の誤りか。震龍と明山を取り違えているようだ。

明山とは明山長清。明山の没年は慶長五年（一六〇〇）八月十日。

明山は無住となっている慈福寺（現・浄山寺）に里村の法性寺より勉学に来て、震龍の後を受け継いで慈福寺の住職となる。寛政五年（一七九三）の「口伝諸記録」では「慈福寺ニ明山補住 仕居候」となっている。「補住」は、「住に補す、つまり住僧の職に任ずる」という意味か。

※3. 震龍の誤りか。震龍と明山を取り違えているようだ。

震龍景春は法性寺二世で、没年は天文八年（一五三九）十二月二日。

家康が越ヶ谷に来た頃（一五九一年か）には既に半世紀前に没している。震龍（保正寺を天台宗から曹洞宗に改宗し、法性寺と書き改めたので法性寺の中興でもあるのか）は、明山の師匠であるため敬意を表して開山としたのではないか。

※4. 浄山寺に保管されている家康の福德印のある朱印状の日付が「天正十九年十一月」となっていることから、家康が鷹狩のために立ち寄ったのであれば天正十九年（一五九二）十一月ということになる。

※5. 浄山寺の本尊は、延命地藏尊。「片目地藏」とも呼ばれた。片目地藏についてはこの項（野島村）の最後に紹介する。

※6. ここでは「此地靈にして山鬱密として浄し」と記載されているが、「越谷市史三」の八九七頁の「寛政五年十二月 野島浄山寺口伝書」（浄山寺蔵）によると「其地清浄に其山鬱密」となっている。寺側で残した口伝の方が当時の本来の言葉ではないかと思われる。「靈にして」の漠然とした表現よりも「清浄」の方がわかりやすい。

※7. 新編武蔵風土記稿では明山が浄山寺の中興となっている。

浄山寺では、明治二十年（一八八七）五月十七日没の二十二世洞嶽泰宗が中興としている。

※8. 「常福寺」については不明。

「片目地蔵の伝説」（本間清利著「越谷ふるさと散歩（上）」160頁〜161頁より抜粋）

「浄山寺の本尊の地蔵が」あるとき堂舎を出て村を出歩いていたとき茶ノ木で片眼をつき刺し血が涙とともに流れでた。そこで地蔵は山門前の池で眼の血を洗い流したところ、池の魚はすべて片目になった。このため人びとはいつかこの地蔵を片目地蔵と呼んだという」

「そこで当時の住職が出歩かないようにと地蔵の背にくぎを打ち鉄の鎖で地蔵をつないだが、享保十一年（一七二六）ときに住職がこれを見るに惚びず、地蔵の背からくぎを抜き鎖を解いたと伝える。

こうした故事から野島の農家では古くから茶の栽培は行わなかったという。」

○後谷村

※越ヶ谷領に属する。

後谷村は江戸より六里余を隔つ、家数十六、東は荻島村、南は西新井村、西北は釣上村なり、用水は末田村溜井より引来り、村の広さ東西へ四里、南北五里許、又隣村西新井村の内（東側）

8

に当村（後谷村）の地あり、其広さ東西へ三里。南北十町余、民戸十五あり、共に古より御料所（幕府の直轄領）なりしが（※1）、元禄十一年（一六九八）五月（※2）、米倉丹後守に賜はれり、検地は寛永六年（一六二九）九月糺せり（改め直す）、後、延宝元年（一六七八）七月、岡田五郎太夫見取場（※3）を改め、こゝも今丹後守の子孫領す、

高札場 村の東にあり、

小名 葭谷組、内谷耕地

稻荷社 村の鎮守にて、光明院の持（持ち分）、

光明院（※4） 新義真言宗、瓦曾根村照蓮院門徒なり、本尊薬師を安ず（安置した）、

天神社 観音堂

※1. 「古より御料所なりしが」は誤りであるという。西新井村の※1を参照。土屋領であった。
※2. 秦野秀明氏著【寛文二年（一六六二）二月二十二日以降の「越ヶ谷領内」土屋領の変遷】によると、「元禄十二年（一六九八）正月十一日の誤り」としている。

※3. 見取場とは、江戸時代、新田を開発して未だ土地が劣悪なため、見取り（収穫高が一定しないため納米高の定めにくい土地を、毎年坪刈して納米高を定めること）によつ

て軽い年貢を課した耕地。(「広辞苑」)

※4. 光明院は現在の根郷自治会館にあった。「根郷」は村の発祥地の地域によく名付けられる。

○砂原村

※越ヶ谷領に属する。

砂原村は江戸より行程七里、家数六十四(戸)、東は荻島村、南は末田村、西は小曾川村、北は元荒川を隔て、大道・大竹の二村なり、東西八町、南北十八町、領主の遷替(移しかわること)検地の年代・用水等すべて前村に同じ(※1)、又少許の新田あり、寛文十三年(一六七三)二月、岡田五郎太夫糺せり(改め直した)、

高札場 村の東にあり、

小名 東組、前原組

元荒川 村の北を流る、川幅二十八間許り、川添に堤を設く、

聖動院(※2) 新義真言宗、末田村金剛院門徒、不動を本尊とす、 稻荷社 天神社

不動堂(※3)

○弥陀堂 聖動院の持(持ち分)、

※1. 前村とは後谷村をさす。「すべて前村と同じ」と記載されているが、これによると後谷村と同様に砂原村も「古より御料所」となるが、それも誤りだとしている。土屋氏の領地だったこともあったという。西新井村の※1を参照。

※2. 聖動院そばには、現在砂原村の鎮守、久伊豆社がある。文化文政年間の新編武蔵風土記稿には、砂原村の鎮守は小曾川にある久伊豆神社であって、砂原村の村内には久伊豆神社はまだ置かれていないようだ。明治8年の郡村誌には砂原村に久伊豆社が置かれていることがわかるが、村社(江戸時代の鎮守にあたる)としてではなく、一つ格の低い「平社」として

※3. 不動堂は、現存している。